

デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルスによる感染が急拡大する中、多くの集客が想定されることからより高度な感染防止対策を講じる必要のあるライブハウス又はライブ演奏のある飲食店に対し、感染予防対策に必要な経費を補助することにより、より一層の感染予防対策にかかる取組を支援し、感染拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「ライブハウス又はライブ演奏のある飲食店」とは、演奏者専用のステージ等を設け、可動式テーブル席や立ち見等の方法により音楽のライブ演奏を行う集客施設（飲食店を含む。以下「ライブハウス等」という。）をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。
- 3 補助事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、令和3年9月30日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む。）及び規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類を含む。）は、様式第1号によるものとし、補助対象経費の支払いに係る領収書の写し等を添付するものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第7条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行し、令和3年7月1日から実施する事業に適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
デルタ株感染防止対策緊急強化事業	<p>鳥取県内において、ライブハウス等(ステージと客席の間にビニールカーテン等を設置し、飛沫感染対策を講ずる施設に限る。)を営業する法人もしくは個人とする。</p> <p>ただし、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者を除く。</p>	<p>令和3年7月1日以降に支払った以下に該当する経費とする。ただし、県による他の補助金の対象となった経費を除く。</p> <p>(1)基本的な感染予防対策 手洗い場設置・修繕、アルコールディスペンサーの購入設置及びフロアマーカ等利用客への掲示物作成委託にかかる経費</p> <p>(2)飛沫感染防止対策 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、パーティション設置及びフィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修にかかる費用</p> <p>(3)接触防止対策 共有設備の非接触化(手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備)、共有物品の追加購入(マイク等)、ノータッチディスペンサー、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ及びキャッシュレス決済専用端末の購入にかかる経費</p> <p>(4)換気機能向上対策 換気設備設置・改修(給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む)、換気用窓や網戸の取付け、扇風機・サーキュレーター、及びCO2モニター(二酸化炭素濃度測定器)等の購入に係る経費</p> <p>(5)その他、新型コロナウイルス感染予防対策に必要な経費で、くらしの安心局長が認めるもの</p>	9/10	鳥取県内に立地する店舗(第3欄に掲げる感染予防対策を行うものに限る。)の数に20万円を乗じた額とする。

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額、振込手数料、商品をインターネット購入する場合の商品配送料を除く。また、代金の支払方法が、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いをしたものを除く。

※店舗や事業所が自宅を兼ねる場合、接客する範囲において使用するものに限る。

デルタ株感染防止対策緊急強化学業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 _____

住所 _____

(個人事業主にあつては、自宅住所)

氏名 _____

(法人にあつては、法人名及び代表者の職氏名)

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

デルタ株感染防止対策緊急強化学業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

交付申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること。

記

1 交付申請額（実績報告額）

算定基準額 (対象経費の合計額)	円
交付申請額（実績報告額） (店舗数×20万円を上限とし、千円未満は切り捨てる。)	円
添付書類	・営業実態が確認できる資料（営業許可証等及び店舗チラシの写し） ・対象経費にかかる領収書等の写し ・（工事、委託を行う場合）見積書等の工事内容が確認できる書類 ・補助金を振り込む口座の通帳の写し（店番、口座番号、口座名義人カナ名が確認できる部分）

2 確認事項

- 鳥取県内にライブハウス又はライブ演奏のある飲食店を有している。
- 現在営業を継続している。（臨時休業含む）
- 店舗の感染予防対策に取り組む。

3 事業内容（店舗数： _____） ※記入欄が不足する場合は別葉とすること。

感染対策を実施する店舗の屋号	店舗の所在地
	(□自宅兼店舗)

※店舗ごとに営業許可証及びライブ開催時のチラシ等、営業実態が確認できる書類を添付すること。

対象事業 (□にチェックを入れ、対象品を○で囲む)	対象経費 (円) (領収書ごとに記入)
(1) 基本的な感染予防 □手洗い場設置・修繕 □アルコールディスペンサーの購入設置 □フロアマーカ等利用客への掲示物作成委託 □その他 ()	
(2) 飛沫感染防止 □仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート等のパーティション設置 □フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内改修 □その他 ()	
(3) 接触防止 □共有設備の非接触化 (手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備) □共有物品の追加購入 □ノータッチディスペンサーの購入 □非接触式温度計、サーモグラフィカメラの購入設置 □キャッシュレス決済専用端末の購入 □その他 ()	
(4) 換気機能向上 □換気設備設置・改修 □換気用窓、網戸の取付け □扇風機・サーキュレーターの購入設置 □CO2 モニターの購入 □その他 ()	
対象経費の合計 (A)	
対象経費×補助率 (A×9/10)	

※対象経費は消費税及び地方消費税に相当する額を除くこと。

※衛生消耗品 (マスク、消毒液等)、エアコンのほか、パソコン、タブレット等の汎用性の高いものは対象経費にあたらぬので除くこと。

4 受取口座

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合	支店名	支店 出張所 営業部	預金種別	普通・当座		
店番		口座番号					
口座名義 (カタカナ)							

※申請者と口座名義人が異なる場合は、様式第3号の委任状を添付すること。

5 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 (有 ・ 無)

(2) 活用補助金の概要

(補助金名 :

交付団体 :

)

年 月 日

様

職 氏 名 印

デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったデルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年 月 日

振込委任状

鳥取県知事 様

(申請者) 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印
(法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

私が申請したデルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金について、下記の者に受領を委任します。

記

1 受任者 (口座名義人)

住所 _____

氏名 _____

2 受任者と申請者の関係
